

令和 7 年度 八王子市立由井第三小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第 2 条」）

(2) いじめに対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、どの学年・学級にも起こり得る誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、家庭・地域、教育委員会等諸機関と日常的に連携を深め、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。また、いじめやいじめにつながりやすい軽率な行動や安易な考え方を指導・防止するとともに、望ましい集団行動と規範意識を培っていく。

2 主な取組

(1) 校内組織

- ① 全教員をメンバーとした学校いじめ対策委員会を設置し、毎週 1 回招集する。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心として、校内委員会や特別支援教育委員会等、広範な視点から、定期的ないじめやいじめにつながるおそれのある事柄について迅速に対応する。隣接の由井学童保育所、地域の民生・児童委員、スクールソーシャルワーカー、地域子ども家庭センター南大沢の職員、駐在所の警察官等とも情報交流ができるよう体制を整える。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 学校いじめ対策委員会を週に 1 回実施して全教員が参加し、共有した情報や指導内容を記録し、継続的な指導ができるようにする。
- ② 弁護士や外部人材と連携した未然防止策だけではなく、子供たちがいじめを自分たちの問題として主体的に考えて話し合い、行動するような取り組みを実施していく。
- ③ 「子ども見守りシート」を活用し、家庭と学校が連携して、児童の些細な変化にも気付き、早期対応を図る。
- ④ ふれあい月間を活用し、学期に 1 回（年 3 回）いじめに関する児童対象アンケートを実施する。また、状況に応じて学年・学級ごとに随時アンケートを実施する。各学級担任は、アンケート結果を学年主任、生活指導主任、管理職に報告するとともに、学級指導や個別指導を継続的に行いその経過を記録・報告する。また、内容に応じて臨時の学校いじめ対策委員会を開き、複数で「ぶれない・見逃さない・信念をもった指導」を行う。
- ⑤ 前述のアンケートにおいて、「相談できる大人は近くにいますか？」の項目の実態について

全教職員で共通理解し、積極的な関係づくりをすると共に継続的に変容を追う。また、当該児童の心情に配慮しながら保護者との連携を密にし、当該児童ゼロを目指す。

- ⑥ スクールカウンセラーによる５年生全員面接をはじめ、年間３回以上のいじめ防止に関する授業を各教科等の年間指導計画に位置付け、いじめ防止の下地となる児童の良好な人間関係づくりを進める取組を行う。
- ⑦ ５，６年生の「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Ｑ－Ｕ）」を活用し、児童理解、学級・学年集団の現状把握に努め、学級経営を充実させる。

（３）いじめの行為を防ぐ日常の指導等の取組

- ① 「いじめは、絶対に行ってはならない。」ことの児童への指導を継続・徹底する。また、「いじめを許さないまち八王子条例」の保護者の責務「保護者は、児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、必要な指導を行うよう努める。保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努める。」の周知を図っていく。
*全校朝会や学年・学級での指導での講話、特別の教科 道徳の指導、こころの日の取組等
*学校便り等での講話、いのちの大切さを共に考える日、道徳授業地区公開講座等
- ② 特別の教科 道徳の指導を中心に教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、他者との関わりの中で自尊感情を高めることができるよう、望ましい人間関係づくりを目指した指導を計画的に行う。
- ③ 各教科・領域での指導を通して、児童のコミュニケーション能力を高めるとともに、特に、児童の語彙数を増やし、相手の心情に即した言動ができる力を培っていく。
- ④ 自然・文化的体験活動を取り入れた教育活動を推進するとともに、他者の行動を感謝の視点で捉えられる力と態度を身に付けさせていく。
- ⑤ 児童の望ましい行動や優れたふるまいについて、保護者に適時伝えることや、異学年交流の場面などを活用し、児童の行動を称賛することを通して、児童の自己肯定感及び自己有用感の高揚を図る。
- ⑥ いじめ等の問題解決につながるよう、児童会活動等児童自らが主体的に参画する取組を継続的に行っていく。
- ⑦ 家庭・地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度（植物・動物を扱う授業の適性実施）など、児童に豊かな心が育つための取組やいじめをせずに社会的規範を遵守できる態度を培う取組を進めていく。
- ⑧ 教職員のいじめ問題等への知識の習得を目指し、児童理解研修会をはじめ校内での研修会を年間計画に位置付けて実施する。
- ⑨ 毎週金曜日の夕会で、生活指導に関する児童の様子について情報交換を行い、全教職員で児童理解に努め、組織的な対応が迅速にできるようにする。
- ⑩ 学級での差別的発言や行動が許されない事だという指導を徹底し、児童が安心して学校に來られる環境づくりを図る。
- ⑪ 不登校児童、登校渋り傾向児童に対して原因追究に努め、即座に、また継続的に対応する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめの防止対策の推進

- ① 児童への思いやりや規範意識を育む指導とともに、情報モラルの指導を徹底する。
- ② 通信機器等を使ったインターネットのいじめ事例について、適時学校からも情報発信し、家庭・地域への啓発を図り、協力を依頼する。
- ③ インターネットが関わる有害情報などの把握に努め、他機関と連携し迅速な対応を図る。
- ④ 「SNS 由井第三小ルール」について児童に指導するとともに、保護者会や学校からのお便りなどを通じて保護者にも周知徹底する。また、1 学期末に各家庭に「SNS 家庭ルール」の作成を依頼し、学校と家庭で共有する。

(5) その他

- ① 児童相談所や地域子ども家庭センター、スクールソーシャルワーカーなどの関係諸機関と連携し、児童の安否確認体制を整える。

3 いじめ発生時の対応

(1) いじめの事実の確認を徹底して行う。

- ① 関係図を作成し、実態及び推移を正確に把握・共有化する。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心として、教職員が複数で迅速かつ組織的に対応し、徹底した事実確認を行う。
- ③ 全教職員で情報を共有し、「自分だったらどうするか」等、当事者としての意識啓発を行っていく。

(2) スクールカウンセラーを活用し、いじめを受けた児童の保護及びその保護者との相談機能（インフォームド・コンセント）の充実を図る。

(3) 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

(4) 犯罪行為として扱われるべきと判断された場合は、警視庁南大沢警察署生活安全課少年係と連携して対応する。また、行った行為の内容に応じて、地域子ども家庭支援センター南大沢や東京都八王子児童相談所と連携して対応を進める。

(5) いじめを傍観していた児童から発生事案の詳細を聴き取るとともに、その児童も指導の対象とする。

(6) いじめを受けた児童、加害児童への指導や見守りを、事案発生時以降も継続して行っていく。

(7) いじめが解消されたかの判断は、学校いじめ対策委員会で、以下の 2 つの条件が満たされていることと、児童の状況を総合的に判断した上で、校長が行う。

- ① いじめに係る行為が少なくとも 3 ヶ月止んでいる。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

(8) 重大事態に該当する疑いのある時は、速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、教育委員会とも相談したうえで、重大事態と判断した場合、対応を移行する。（次ページ記載）

4 重大事態への対応（法に基づいた対応）

※重大事態

- ・いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（概ね30日程度の欠席。事案によっては30日を待たずに判断する）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき。

（1）被害児童の安全確保、不安解消のための支援

被害児童が二度といじめを受けることがないように、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。身体、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。いじめの行為が行われなくなっても、被害児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携し支援を行う。

（2）周囲の児童へのケアや取り組みの支援

学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童と同様に継続した支援を行う。児童の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応する。

（3）加害児童の指導

毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を整え、再発を防止する。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童の自身の行為に対する振り返りを促す支援を行う。

（4）保護者・地域・関係機関との連携した取り組み

必要に応じ、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、保護者との協力体制を確立する。状況により、「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、学校運営協議会や地域住民や警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって問題を解決する。

（5）重大事態発生についての教育委員会への報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

（6）重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に適切、迅速に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

5 その他

（1）学校においていじめを行っている児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な改善が図られない場合は、関連諸機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を図る。

（2）教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るための校内研修を学期に1回行い、指導の充実を図る。

（3）いじめについての相談窓口、「八王子市いじめの相談窓口」「東京都いじめ相談ホットライン」等を活用できることを学校便りや学校ホームページなどで周知する。

（4）いじめ防止等の取組に関わる項目を学校評価内に設定する。内容についての達成目標を明確にする。